

中国木材総合利用研究プロジェクト 実施協議・長期調査員調査報告書

昭和59年12月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1054602[6]

国際協力事業団

受入 月日 '85. 3. 27	105
登録No. 11306	88.7
	FDP

は し が き

1983年1月、中国政府より、木材の加工技術及び残廃材の有効利用技術の開発・改良を行うことを目的とする木材総合利用研究プロジェクトに関する協力要請がなされた。

この要請を受けて、当事業団は1983年6月、この案件を含む農林水産分野の5案件についてプロジェクトファイナディング調査団を派遣し調査を行った。この結果、本案件については、協力要請内容の熟度、協力による効果、中国側の熱意、円滑な協力実施の可能性が高いこと等が判明した。このため、1984年5月に事前調査団を、また6月～8月に3名の長期調査員を派遣し、要請のあった本案件の内容、背景及び中国側の実施体制を調査するとともに協力計画を策定するため中国側と各種協議を行った。

これらの調査及び協議の結果に基づき、本件プロジェクトのマスタープラン及び日本の協力計画を策定の上1984年10月に国際協力事業団神足勝浩参与を団長とする実施協議調査団を派遣し、中国側と協議を行い、その結果をマスタープランを含む「討議議事録(R/D)」及び具体的内容を記した「暫定実施計画書(TIP)」としてとりまとめ両方で署名を行った。

本報告書は、R/D及びTIPの署名に至るまでの具体的な討議内容並びに長期調査員の報告をとりまとめたものであり、今後のプロジェクトの推進の指針となるものである。

最後に本件調査の遂行にあたり、御協力いただいた関係機関各位及び参加された団員の方々に感謝の意を表する次第である。

昭和59年11月

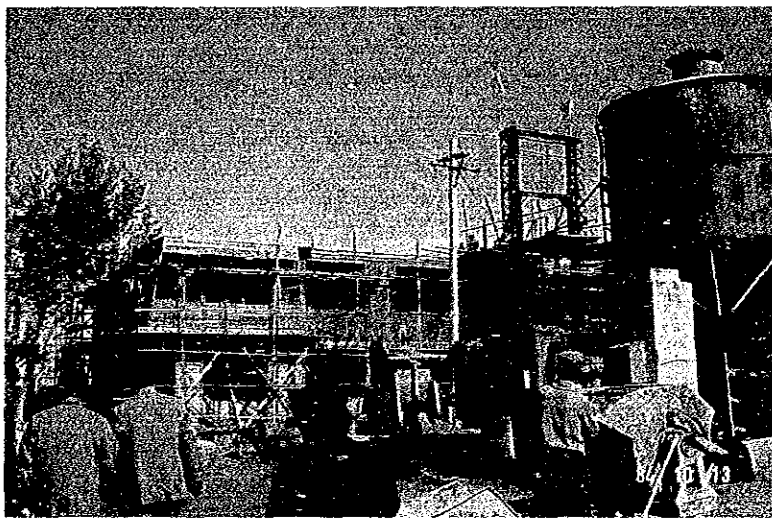
国際協力事業団
理事 山極 榮 司



R/D調印式
(於 林業部
会議室)
昭和59年
10月15日



黒龍江省
林業科学院
表敬, 打合せ



専門家用宿舍
建設風景
昭和59年10月

目 次

(実施協議調査団報告書)

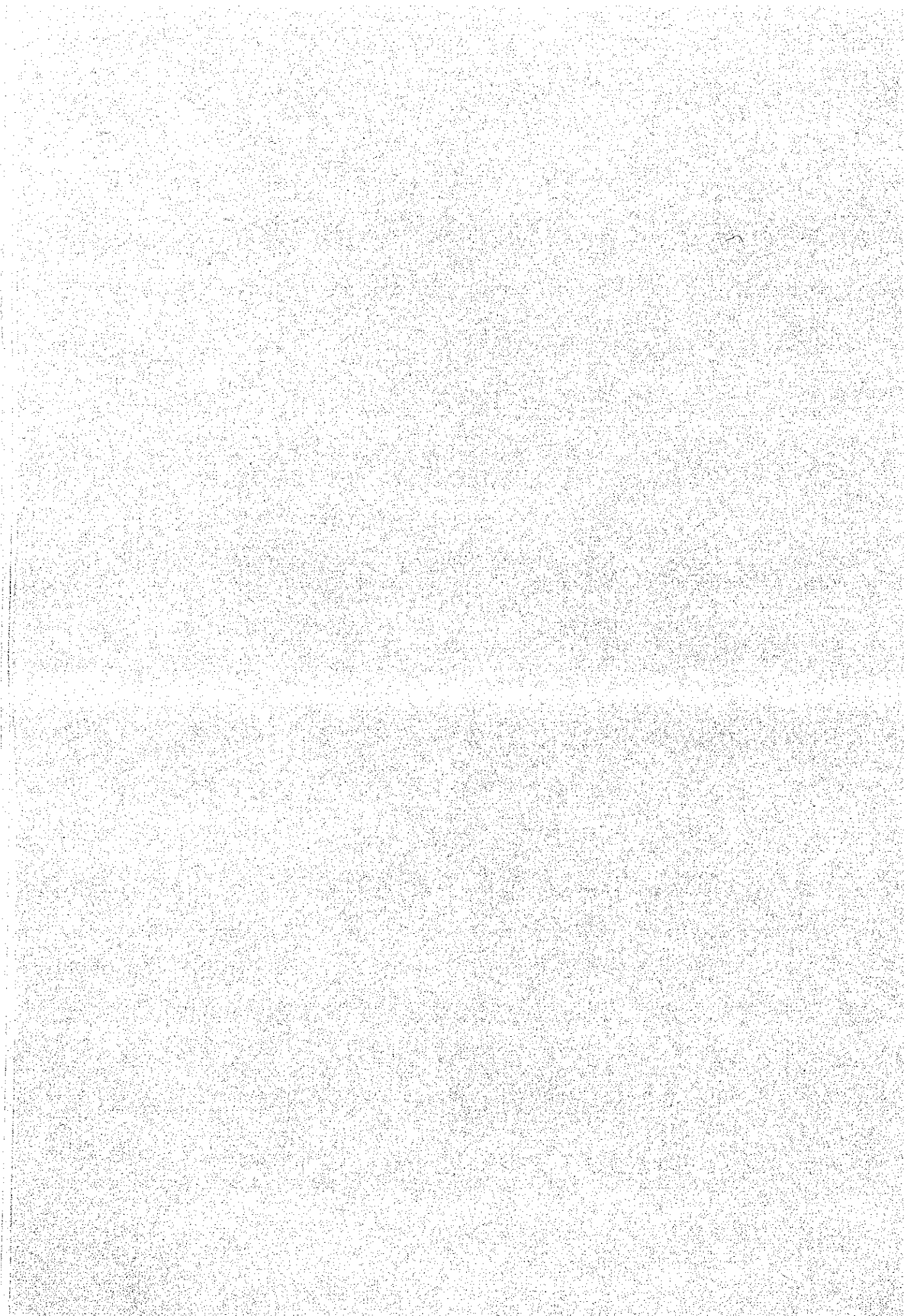
1. 調査の概要	7
1-1 実施協議に到る経過	7
1-2 R/D 案の作成と実施協議調査団の派遣	7
1-3 案の説明並びに実施協議	7
1-4 今後の課題	8
2. 調査団	9
2-1 構成	9
2-2 日程	9
2-3 主な訪問先及び面会者	10
3. 黒竜江省における技術的事項についての協議内容と調査結果	12
3-1 協議内容	12
3-2 プロジェクト関係施設ならびに木材加工工場の調査	13
4. 討議議事録等の改訂について	16
4-1 経緯	16
4-2 改訂点について	16
5. 調印文書	21

(長期調査員報告書)

1. 調査の目的と内容	77
1-1 目的	77
1-2 構成	77
1-3 日程	77
1-4 主な訪問先及び面会者	81
2. 調査結果	84

2-1	木材工業研究所の概要	84
2-2	研究計画の目標設定と研究項目の決定	86
2-3	研究年次計画と専門家派遣年次計画	87
2-4	供与機材の選定	88
2-5	実験棟の計画	89
2-6	中国側プロジェクト準備状況	91
2-7	プロジェクト実施上の問題点	91
2-8	専門家の生活環境	92
付表 1.	木材工業研究所における既往ならびに現行研究課題	94
2.	研究項目一覧表	96
3.	研究項目年次計画表	100
4.	専門家派遣年次計画	103
5.	供与機材年次計画表	104
6.	票(切符)の必要な主な食糧	112
7.	中国物価追加調査	113

実 施 協 議 調 査 団 報 告 書



1 調査の概要

1-1 実施協議に到る経過

本プロジェクトは、中国で最も資源豊富とされる黒龍江省の森林を背景として、そのより多角的かつ効率的な利用加工を推進するため、現存する黒龍江省木材工業研究所を拠点とし、その整備拡充を中国側が行うこととなったが、そのための関連技術協力を中華人民共和国が昭和58年1月4日付文書をもって、わが国に正式要請してきたものである。

たまたま相前後して、日中経済協力が急速に発展し、とくに農林漁業関係部門でもこのプロジェクトを含め数件の要請があり、昭和58年6月これらについて当時農林省技術総括審議官であった山極榮司氏を団長とするプロジェクト・ファインディング調査団が訪中し、本プロジェクトへの協力の意義も確認された（中国農林水産業技術協力プロジェクト・ファインディング調査報告書、昭和59年2月）。

この調査を踏まえ昭和59年5月、当プロジェクトのための事前調査団が派遣され、木材資源の有効利用を図るため、木材の加工技術及び残廢材の有効利用技術の開発、改良を行うとともに、森林資源の保全に寄与することを目的とする「黒龍江省木材総合利用研究計画」の概要がとりまとめられた。（事前調査報告書—林開、J.R. 84—16）

その後6月から8月にかけて3名の長期調査員が派遣され、研究項目、年次別研究計画、研究機材、専門家の生活環境等について詳細な調査並びに打合せを行い、それぞれについて具体的な内容あるいは条件を明かにした。その際、中国側との打合せの中で本プロジェクト実施のための実施協議調査団を9月下旬に派遣する予定が作成された。

1-2 R/D案の作成と実施協議調査団の派遣について

上記の経過により、R/D案の作成が取り進められたが、中国側の事情（国慶節その他）により、調査団の派遣およびR/D署名は10月中旬に変更することが適当であることに双方が合意した。次いでR/D案を事前に我が国から送付し、お互に検討を進めるなど両国の協議実施体制は順調に進展した。

従って日本側は、議事録案の署名については、前述のように十分な事前調査、長期調査員の派遣などによる意見交換が行われたこともあるので、実質的には大きな意見の相異もなく、予定した時期に署名が行われるものと考えた。

その後中国側と署名手続き、日程等について若干の予備打合せを外交ルートを通じて行ったりえ、調査団は予定通り10月10日から一週間の予定で訪中した。

1-3 案の説明並びに実施協議

(1) 案の説明

北京到着後、調査団は公式に日本案を中国側に説明したが、内容については、両国側共に本質的な内容での意見の相異がないことが確認された。

なお、この案の説明は英文のもので行うべきではないかとの日本側の提案に対して、中国側は日本語での説明を受け、通訳を通じて中国語で理解了承の形をとった。又附属文書について一部意見の交換が行われたが、最終的には日本案を了承、今後調印迄の間に、中国文、英文案につき、それぞれ細部確認を続けることとした。また、この説明に引続き中国側より、日本調査団の日程及び事務手続に要する時間を考慮に入れ、調印は10月15日の夕刻に行いたい旨申入れがあり、適切と考えられたので合意し、団は予定どおり翌日哈尔滨における現地視察に出発した。

(2) 実施協議調印

10月15日午前、討議々事録(R/D)、暫定実施計画(T.I.P)について、英、日、中国文間の調整を行ない、午後4時30分から友好的に署名を終了した。

なお、調印に際しては、林業部 刘 珉副部長が、本プロジェクトに対し中央政府が十分責任をもって実施する意味を含めて同席し、調印後先ず同副部長から、とくにこの調印を祝い挨拶が行われた。

1-4 今後の課題

(1) 議事録使用語について

英、日、中語の文面の用語上の調整には今回もかなりの困難があり、今後の技術協力においては英文で正式協議を行うことが、事務手続を簡素化するうえで有効かと考えられる。

(2) 事前調査について

前述のように本プロジェクトの事前調査団及び実施協議前の長期調査が極めて有効に働き、協力関係者間の友好の促進にも役立ったことが実感として受けとられた。これが実施協議を短期間ながら十分な内容を持ったものとした理由である。また、これと併せて黒龍江省の関係者の熱意(夕食会に省副省長が出席、このプロジェクトに大きな期待をよせている旨、とくに発言を行なったことなど)や、北京における中国側の事業開始準備のための努力は高く評価したい。

(3) 派遣専門家について

今回黒龍江省木材工業総局を始め、プロジェクト関係各機関から、「我々も十分努力するので、適格な専門家を多数派遣してほしい」旨重ねて要請を受けた。このような要請に対して黒龍江省は厳冬期をもつ地方でもあり、心身、技術共に優れた専門家を派遣してほしいとの含意をくみとることができるので、当事業団としても林業における日中協力の第一号である本プロジェクトの成功のために、この点に細心の配慮をする必要がある。

2 調 査 団

2-1 調査団の構成

神 足 勝 浩 総 括 国際協力事業団参与
 雨 宮 昭 二 木材加工 林業試験場木材利用部部長
 立 場 正 夫 業務調整 国際協力事業団職員

2-2 調査日程

日順	日 付	曜日	行 程 及 び 業 務	泊地
1	1984年10月 10日	水	東京(成田) → 北京 JAL-783 8:40 13:05 ①JICA事務所打合せ ②日本国大使館表敬	北 京
2	11日	木	林業部打合せ	"
3	12日	金	①団員打合せ ②北京 → 哈尔滨 CA-5603 13:55 17:30	哈尔滨
4	13日	土	①黒龍江省森林工業総局・同局林業科学院・同院 木材工業研究所表敬 ②香坊総合加工廠・正陽河木材総合加工廠視察 ③哈尔滨発(軟座特快卧18次) 18:48	車中泊
5	14日	日	北京着 ①JICA事務所打合せ 13:05 (雨宮団員 ①黒龍江省林業科学院打合せ ②哈尔滨発(軟座特快卧18次)) 18:48	北 京
6	15日	月	①林業部打合せ ②R/D等の署名 (雨宮団員北京着) 13:05	北 京
7	16日		①資料整理 ②JICA事務所・日本国大使館報告	北 京
8	17日		北京 → 東京(成田) CA-929 8:25 15:15 注1. 哈尔滨へは、八島北京事務所長が同行された。 2. 林業部との打合せ・署名には、有川一等書記官、八島北京事務所長柳沢所員が同席した。	

2-3 調査団の主な訪問先及び面会者

機 関	氏 名	所 属 及 び 役 職
1 国家科学技術委員会	刘 永 翔	国際科技合作局局員
2 林業部	刘 琨	副 部 長
	秦 鳳 翥	外事司司長
	吳 博	科技司司長
	赵 忠 仁	外事司副司長
	陳 顯 林	外事司經濟合作処処長
	郑 瑞	" 項目官員
	章 紅 燕	" "
3 黒龍江省政府	王 連 鈴	副 省 長
4 黒龍江省森林工業総局		
(1) 本局	馮 興 義	総 局 長
	揚 育	副 局 長
	宋 志 超	外事処副処長
	庄 壮 猷	計画処 "
(2) 林業科学院	周 正	院 長
	張 守 政	副 院 長
	曹 延 林	科技処工程師
	王 金 山	党委書記
(3) 木材工業研究所	張 英 文	所 長
	干 成 楨	副 所 長
	孫 建 国	"
	孫 冰	項目辦公副主任
	刘 志 福	科技管理科副科長
	盧 成 龍	機械室主任
	鄭 虎 鎮	翻 訳

機 関	氏 名	所 属 及 び 役 職
(4)香坊総合加工廠	刘 欣	副 廠 長
(5)正陽河木材総合加工廠	刘 成 山	廠 長
	刘 鉄 俠	辦 公 室 主 任
5 在中華人民共和国日本国大使館	渡 邊 幸 治	公 使
	林 暢	經 濟 部 長
	大日向寛畝	参 事 官
	有川通世	一 等 書 記 官
	桂 樹 正 隆	"
	神 余 隆 博	"
6 国際協力事業団北京事務所	八 島 継 男	所 長
	柳 沢 香 技	所 員

3 黒龍江省における技術的事項についての協議内容と調査結果

3-1 協議内容

昭和 59 年 10 月 14 日 8 時 30 分より黒龍江省林業科学院会議室において、つぎに示すメンバーと本プロジェクト討議事録ならびに暫定実施計画における技術的内容について協議した。

張 守 政	林業科学院副院長
張 英 文	木材工業研究所々長
千 成 楨	“ 副所長
孫 建 国	“ 副所長
刘 志 福	林業科学院副科長
孫 冰	項目弁公室副主任
盧 成 竜	“ 係員
鄭 虎 鎮	通 訳
王 金 山	中国共産党林業科学院委員会書記

(I) 討議議事録 附属文書

i) 附表 技術協力課題

製材、パーティクルボード、木材材料性態、複合材、木材乾燥の 5 分野については、課題の内容についてとくに異論はなかった。

ただ、接着・塗装か、接着剤・塗装かで議論した。中国側は接着剤としたいとの希望があったが、内容としては接着剤の製造技術と樹種ごとの接着性や接着条件などを含んでいるので、接着という手法的表現の方が、接着剤の製造のみでなく、広い内容になるということを説明して了解した。

ii) 日本人専門家派遣について

a. 長期専門家

1985 年 3 月末までの適当な時期にチームリーダーその他 1～2 名の派遣の要請があった。

b. 短期専門家

1984 年度内では木材工業研究所実験棟建設のための実施設計図作製に必要な助言を得るため、「実験施設」の分野ならび「製材」の分野の専門家をできるだけ早く派遣して貰いたいとの要請が出された。

派遣の時期

中国考察団の帰国時(12月4日)に合せる。

またはおそくも 12 月 10 日以前

派遣期間

2か月以内

その他の分野の専門家派遣については、1985年6月以降に、供与機材の到着、据付け時期に対応して、随時派遣することで了解した。

なお、上記1984年度内における専門家派遣については、できるだけ早く、北京JICA事務所を通じて要請を出すよう要望しておいた。

iii) 機材供与について

長期調査員によって、あらかじめ協議し、まとめられた供与機材の5か年計画リストのうち、1984年度内に供与する機材と、1985年度以降のリストの2つに分けて提示し、全員異議なく了解した。

また、1984年度内で供与する機材は事務手続き上、急を要するので、この件についても出来るだけ早く、北京JICA事務所を通じて要請を出すよう要望しておいた。

(2) 暫定実施計画について

研究項目年次計画ならびに技術協力計画とも、原案通りで全員異議なく了解した。

(3) 覚書について

覚書中の2の項目において、日本人専門家及びその家族が自動車を持込む場合には、自動車の駐車場ならびに運転手確保のため、前以って連絡願えれば、その手配をするとの申出があった。

(4) 中国側考察団の派遣について

考察団のメンバーについては、北京政府林業部の承認を必要とするので、確定できないが、黒龍江省側は8人、北京政府林業部2人の合計10人、団長は黒龍江省森林工業総局長馮興義氏になる予定。

派遣の時期は1984年11月11日より12月4日までとすることは変えることはないとのことであった。

考察団の日本における日程について、協議し、見学する各所の内容の説明を行った。そのなかで、北海道林産試験場見学の時間が1日しかないということに不満が出されたので、1日半になるように日本に帰国してから調整するということで了解した。

(注) その後、メンバーは黒龍江省の8名のみ、派遣の時期は1984年11月13日より12月6日までと変更となった。

3-2 プロジェクト関係施設ならびに木材加工工場の調査

a. 本プロジェクト関係施設の調査(10月13日午前)

(1) 日本人専門家用宿舍

林業科学院の敷地のなかに、すでに赤レンガで建設中で、2階まで骨格はでき上っていた。家族向き6、単身者用6、食堂、読書室などが予定され、1985年3月までには完成する予定である。

ただし、冬期建設のためコンクリートその他モルタルの乾燥が遅いため、実際に入居できるようになるのは6月以降になる見込みである。そのため、それ以前に専門家が責任した場合は東北林学院の専門家宿舎を使用する予定になっている。

(2) 日本人専門家の事務室

林業科学院の2階の一隅に、チームリーダーの部屋と一般専門家の部屋の2部屋が用意され、机、椅子、書棚など調度品も用意されていた。

(3) 研究所実験棟の敷地

林業科学院に隣接する2haの人民公社々有地がすでに準備されていたが、まだ整地は行っていない。

(4) 本プロジェクトのための中国側事務室

専門家の事務室の廊下を隔てた部屋が準備され、プロジェクト主任、副主任、通訳等数人が配属されている。また、実験棟の基本設計図などが壁にはられていた。

(5) 現在の木材工業研究所

林業科学院より少し離れた所に建物がある、各研究室の内部を急いで見学したが、設備らしいものは非常に少いように見受けられた。

1984年度に供与する機材は小型のものが多く、実験棟が完成するまでは当分の建物の各研究室に設置されるはずである。

(6) 黒龍江大学専門家宿舎(10月14日午後)

本年7～8月に、長期調査員が滞在した専門家宿舎で、寝室と応接間とバス、トイレ付、暖房はスチームによる。

b. 木材加工工場の調査(10月13日午後)

(1) 香坊木材総合加工工場

敷地 67万 m^2 、生産区と生活区に別れる。

工員 3,800人(女子47%)

合板工場 生産量 24,000 m^3 /年

接着剤 エリアとフェノール樹脂

単板工場 2 合板工場 1

製材工場 生産量 25,000 m^3 /年

原木消費量 10万 m^3 /年 廃材 4万 m^3

使用樹種 合板—ヤチダモ、カバ、シナ

製材—朝鮮五葉，日松，カラマフ

製材工場の原木は末口径 30 ~ 40 cm ものが多く，木口面の色，皮の剝落の状況からみると，かなり古い材のものが多い。

製材は大割りのバンドソーと小割のテーブルバンドがある。興味深かったのは 8 枚刃のオサノコが荷動していたことである。

合板工場では単板屑が非常に多いことが目についた。製造機械は日本のメーカーのものを使っていた。

(2) 国営正陽河木材総合工場

製材原木消費量 16 万 m^3 /年

パーティクルボード生産量 5,000 m^3 /年

ハードボード " 5,000 m^3 /年

廃材量 4 万 m^3 /年

従業員 2,900 人

パーティクルボードの製造工場のみを見学したが，装置はすべて中国製である。

製品の仕上りについては表面仕上り及び内部の積層などかなり粗製であり，品質的には低質なものである。

ただ，人員のみは日本に比べて，非常に多く感じられた。

4 討議議事録等の改訂について

4-1 経緯

昭和59年10月11日(木曜日)中国林業部において劉副部長立合いのもと、つぎに示す中国側メンバーと本プロジェクト討議議事録ならびに暫定実施計画等の内容について協議を行なった。

ついで、中国側より次のような点について改訂の申し入れがあった。その主要な改訂点は、①語句の改訂 ②内容および語句の追加である。

当方討議の結果、その申し入れはおおむね妥当であると思料されたので次のとおり改訂することとした。

(1) 中国側出席者

イ. 刘 琨	副部長
ロ. 秦 鳳 翥	外事司司長
ハ. 赵 忠 仁	” 副司長
ニ. 張 守 政	黒龍江省林業科学院副院長
ホ. 陳 頌 林	外事司経済合作処処長
ヘ. 章 紅 燕	” 項目官員
ト. 鄭 虎 鎮	黒龍江省木材工業研究所翻訳
チ. 刘 永 翔	科技委代表

(2) 日本側出席者

イ. 神足勝浩	団 長
ロ. 雨宮昭二	団 員
ハ. 有川通世	日本大使館一等書記官
ニ. 八島継男	北京事務所所長
ホ. 立場正夫	団 員

4-2 改訂点について

① 語句の改訂

(1) 各本文中の「～中国関係当局～」を「中華人民共和国林業部代表団～」とする。その主な事由として、中国側より各本文中に掲げてある日本側の討議相手は、「実施協議チーム」となっているため、中国側もこれを受けて、上述の代表団が討議相手となることが適当と考える旨申し入れがあった。

(2) R/D本文中の「～自己の負担～」をそれぞれの具体的な呼称を明記する。例えば、「～日本側の負担～」, 「～中国側の負担～」とする。その主な事由として、中国側よ

り中文に翻訳した際、抽象的呼称では、内容が不明瞭である。したがって、内容をより明解にするには、個々の具体的呼称を明記する必要がある旨、申し入れがあった。

② 内容および語句の追加

(3) 附属文書の第V条第1項中の「～保証するため、必要な措置をとる。」を「～保証するため関係当局を通じて、必要な措置をとる。」とする。その主な事由として、中国側より同条を施行する際には、主に林業部が中心となり行なうが、時には各関係機関の協力が必要である旨、申し入れがあった。

(4) 覚書の第4項に但し書きとして、次のような語句を付け加えたい旨、申し入れがあった。「ただし、日本人専門家の宿泊費については、のちに中日両国間に新しい協定ができれば、それに従う旨を表明した。」その主な事由として、日本人専門家の宿泊費について、短期専門家には両国間で合意ができてきているものの、長期専門家については、目下協議を継続している。したがって、本覚書においてもこれを踏えて、記述する必要がある旨、申し入れがあった。

のちに当方より、中国側にその主旨は十分理解できる旨表明しつつ、次のように提案し、中国側の了解を得た。

「なお、双方は日本人専門家の住居費について、後日、両国政府間に新しい合意ができた場合、これに従う旨を表明した。」と改訂した。

(5) 暫定実施計画における技術協力計画の1. 第4項の棒線を削除した。また、同第5項の点線も削除し、「(必要に応じて派遣)」を付け加えることとした。

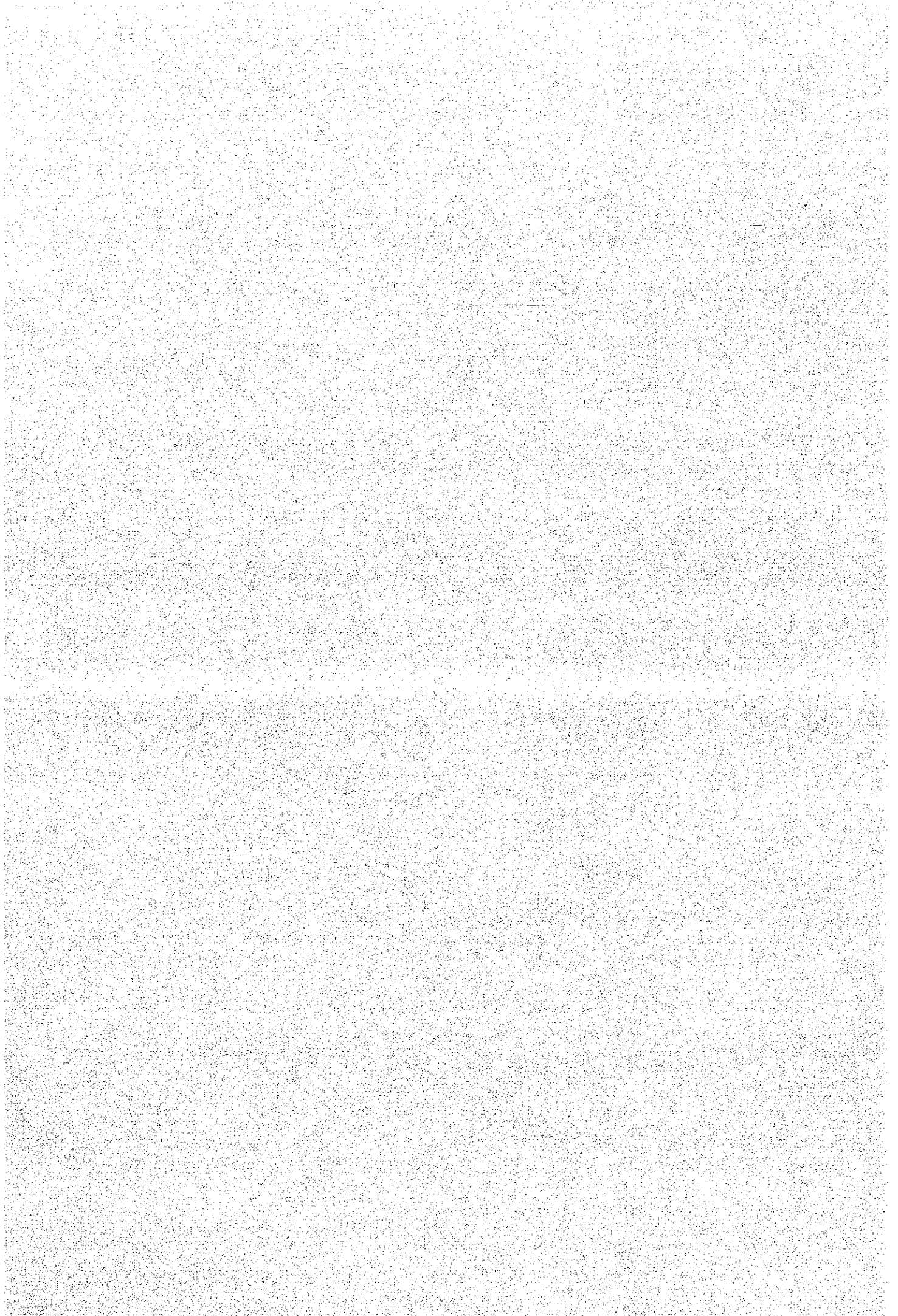
なお、中文、英文についても、日文にそって改訂した。

5. 調 印 文 書

(1) 討 議 議 事 録

(2) 暫 定 実 施 計 画

(3) 討 議 議 事 録 覚 書



中国黒龍江省木材総合利用研究プロジェクトに対する
日本の技術協力に関する日本側実施協議チームと
中華人民共和国林業部代表団との討議議事録

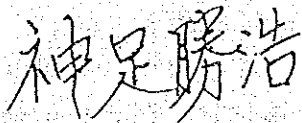
国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、神足勝浩を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という。）は、中国黒龍江省木材総合利用研究プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1984年10月10日より17日までの日程をもって、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して、中華人民共和国林業部代表団と意見を交換し一連の討議を行なった。

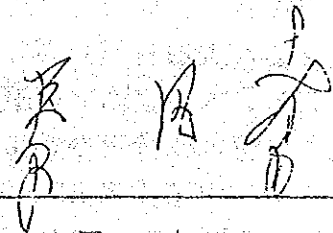
討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について報告することに同意した。

1984年10月15日に北京でひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文による。



神 足 勝 浩
実施協議チーム団長
日本国国際協力事業団



秦 鳳 翥
林業部代表団団長
中華人民共和国

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中華人民共和国において木材資源の有効利用を図るため、黒龍江省木材総合利用研究プロジェクト（以下「当該プロジェクト」という。）の実施につき相互に協力を行う。
2. 当該プロジェクトは附表Iの基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより附表IIに掲げる日本人専門家の役務を日本側の負担において提供するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表IIIに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとする。日本人専門家は、中華人民共和国において任務を遂行中、中華人民共和国において同様の任務を遂行する第三国の専門家または国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

III 機材供与

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより附表IVに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材（以下「機材」という。）を日本側の負担において供与するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 機材は、陸揚の港あるいは空港にて中国側関係当局へCIF建てにて引渡される時、中華人民共和国の財産となり、また、それからの機材は、附表IIに掲げる日本人専門家との協議の下に当該プロジェクト実施のためだけに使用される。

IV 研修員受入れ

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国の技術協力計画の通常の手続きにより日本における技術研修のため、当該プロジェクトに関係する中国人を日本側の負担において受入れるため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

V 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表Vに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を中国側の負担において保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、当該プロジェクトのもとで技術の移転を効果的かつ成功裡に行うため附表IIに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。

VI 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中国側の負担において下記を提供するために、関係当局を通じて必要な措置をとる。
 - (1) 附表VIに掲げる土地、建物及び付帯施設
 - (2) 上記IIIのJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機材、器具、車両、工具、予備部品及びその他の物品の調達もしくは取替
 - (3) 中華人民共和国における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費
 - (4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具住居施設
2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。
 - (1) 機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費
3. 中華人民共和国政府関係当局は、上記IIIに掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、国内税及びその他の財政課徴金を負担する。

VII プロジェクトの管理

1. 黒龍江省森林工業総局長は、当該プロジェクトの実施について全責任を負う。
2. 当該プロジェクトの長である黒龍江省林業科学院の院長は、当該プロジェクトの管理及び運営について責任を負う。
3. 日本人チームリーダーは、当該プロジェクトの長に対して当該プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の事項について、指導及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について技術指導及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため附表VIIに掲げる機能及び構成による合同委員会が設置される。

VIII 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中に、もしくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除きその請求に関する全責任を負う。

IX 相互協力

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

X 協力期間

当該プロジェクトの協力期間は、討議議事録(R/D)を締結した日から5年とする。

附 表

I 基本計画

1. 当該プロジェクトの目的

当該プロジェクトは、中華人民共和国において森林資源を保全し、木材資源の有効利用を図るため、木材の加工技術及び残廃材の有効利用技術の開発・改良を行うことを目的とする。

2. 日本側の技術協力の目的

日本側の技術協力は、黒龍江省木材工業研究所ならびにそれが発展的に改組設置される木材総合利用研究所（以下「研究所」という。）において次表に掲げる分野の技術の開発・改良を行うことを目的とする。

技 術 協 力 課 題

分 野	内 容
製 材	製材工場の製材品の品質向上ならびに原木歩止りの向上、労働生産性の改善を図る。
パーティクルボード	家具材料を目標とした残廃材利用によるパーティクルボードの製造基準ならびにその家具利用への指針を確立する。
木材材料性能	地域産樹種の品質を確認し、利用に対する材料適性を把握し、カラマツなど樹種の使用範囲の拡大、品質改良に対する指針を確立する。
複 合 材	小径材を集成手法により品質を改良し、有効利用を図る。
木 材 乾 燥	木材の有効利用と歩止り向上を図るため乾燥技術を改善する。
接 着 ・ 塗 装	<ol style="list-style-type: none"> 1 天然接着剤の製造技術を開発するとともに、地域産材の接着性を明らかにする。 2 家具表面仕上げの改善を図るとともに地域産材の塗装性を明らかにする。

II 日本人専門家

1. 長期専門家

- (1) チームリーダー
- (2) 製材
- (3) パーティクルボード
- (4) 業務調整

2. 短期専門家

- (1) 木材材料性能
- (2) 複合材
- (3) 木材乾燥
- (4) 接着・塗装
- (5) その他当該プロジェクトを円滑に実施するために必要な専門家

III 特権・免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

IV 当該プロジェクトの実施に必要な資機材

1. 附表1-2の技術協力分野に必要な研究機材・その他部品
2. 車両、部品
3. 視聴覚機材
4. 当該プロジェクトに必要なその他の機材

V カウンターパート及び事務職員のリスト

1. 当該プロジェクトの長
2. 下記分野のカウンターパート
 - (1) 製材
 - (2) パーティクルボード
 - (3) 木材材料研究
 - (4) 複合材
 - (5) 木材乾燥
 - (6) 接着・塗装
 - (7) その他双方が必要と認める分野

3. 事務職員

- (1) 管 理
- (2) 経 理
- (3) 通 訳
- (4) そ の 他

VI 土地・建物及び付帯施設のリスト

1. 哈尔滨における「研究所」の用地、建物及び施設
2. 日本政府から供与される資機材の据付け及び保管に必要な部屋及びスペース
3. チームリーダー及びその他日本人専門家のための事務室及び必要な施設
4. その他、双方が必要と認める施設

VII 合同委員会

1. 機 能

合同委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じた時に開催し、次の機能をもつものとする。

- (1) 本討議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 技術協力計画全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

2. 構 成

(1) 中 国 側

(a) 委 員 長

黒龍江省森林工業総局副局長

(b) 委 員

(i) 国家科学技術委員会の代表

(i i) 林業部の代表

(i i i) 黒龍江省林業科学院院長

(i v) 黒龍江省木材総合利用研究所所長 (黒龍江省木材工業研究所所長)

(v) その他当該プロジェクトの関係者

(2) 日 本 側

(a) チームリーダー

(b) その他専門家及び必要に応じて J I C A より当該プロジェクトのために派遣される関係者

(c) 在北京 J I C A 事務所所長

(注) 在北京日本大使館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。

中国黒龍江省木材総合利用研究プロジェクト
のための技術協力に関する暫定実施計画

日本側実施協議チームと中華人民共和国林業部代表団は、当該プロジェクトの暫定実施計画を共同で作成した。

この暫定計画は、日本側実施協議チームと中華人民共和国林業部代表団との間で、当該プロジェクトに必要な予算が確保されることを前提として合意した討議議事録の附属文書中の1-2に基づき策定された。本計画は、当該プロジェクトの実施段階に於て必要が生じた場合、討議議事録の枠内で変更されるものとする。

北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

10月15日, 1984年

神足勝浩

神 足 勝 浩
実施協議チーム団長
日本国国際協力事業団

秦鳳翥

秦 鳳 翥
林業部代表団団長
中華人民共和国

暫定実施計画案

1 研究項目年次計画

項 目	会計年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I 製 材							
1 鋸 皮			—				
2 製 材 工 程		—					
3 木 取 り 法							
4 目 立 技 術							
5 製 材 品		—					
6 製材品の二次加工							
II パーティクルボード							
1 パーティクルボードの製造							
2 家具用ボードの性能							
3 パーティクルボードの二次加工							
4 パーティクルボード使用技術					—		
5 パーティクルボード製造機械							
III 木 材 材 性							
1 木 材 の 識 別							
2 木 材 の 品 質							
3 人 造 板 の 材 質							
IV 複 合 材							
(A) 集 成 材							
1 集 成 材 の 製 造				—			
2 集 成 材 の 性 能					—		
3 集 成 材 の 用 途 開 発							

(B) 単板、積層材						
1 単板積層材の製造						
2 単板積層材の性能						
3 単板積層材の用途開発						
V 木材乾燥						
1 乾燥特性						
2 乾燥スケジュール						
3 乾燥操作						
4 乾燥装置						
VI(A) 接着						
1 接着剤の製造						
2 接着性						
3 ホルマリン臭						
(B) 塗装						
1 素地仕上げ						
2 塗装性						
3 カラマツの変色防止						

2 技術協力計画

項目	会計年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I 日本側							
1 長期専門家							
1) チームリーダー							
2) 製材							
3) パーティクルボード							
4) 業務調整							
2 短期専門家							
3 プロジェクトに必要な資機材の供与							
4 カウンターパートの受け入れ							
5 調査団の派遣							
II 中国側							
1 中国人カウンターパート							
1) プロジェクトの長							
2) 専門家のカウンターパート							
3) 事務職員							
2 ローカルコスト							
3 土地、建物及び付帯施設							
4 考察団の派遣							

(必要に応じて派遣)

(年間3~4名受け入れる)

(必要に応じて派遣)

(中国側は日本人の長・短期専門家に応じ必要なカウンターパートを配置する。)

中国黒龍江省木材総合利用研究プロジェクト
のための技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中華人民共和国林業部代表団は、相互に合意し、中国黒龍江省木材総合利用研究プロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という）に署名した。

以下には、R/D に規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D 附表III の2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに同意した。
2. 双方は、R/D 附表III の2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される1家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
3. R/D のVI条1(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
4. R/D のVI条1(4)に述べられている住居施設については、中国側は日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、短期専門家については1日当たり60元を超える金額を、長期専門家については1日当たり50元を超える金額を中国側にて負担する用意がある旨表明した。

なお、双方は日本人専門家の住居費について、後日、両国政府間に新しい合意ができた場合、これに従う旨表明した。

5. 中国側は哈爾濱における木材総合利用研究所の実験棟については1985年12月までに、研究管理棟については1987年3月までに竣工させる旨を表明した。

10月15日、1984年

神足勝浩

神 足 勝 浩
実施協議チーム団長
日本国国際協力事業団

秦 鳳 翥

秦 鳳 翥
林業部代表
中華人民共和国

中华人民共和国林业部代表团
和日本国方面实施协议团
关于中国黑龙江省
木材综合利用研究项目进行
技术合作的会谈纪要

为商定中国黑龙江省木材综合利用研究项目的技术合作详细计划，由日本国际协力事业团（以下称“JICA”）组成了以神足胜浩为团长的日本国方面实施协议团，自1984年10月10日至17日访问了中华人民共和国。

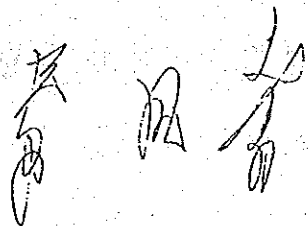
在中华人民共和国逗留期间，就两国政府为有效地实施上述项目所应采取的必要措施问题，中华人民共和国林业部代表团与日本实施协议团交换了意见，并进行了一系列的讨论。

讨论的结果，双方同意就附件所列的事项向各自政府提出建议。

本纪要于1984年10月15日在北京签字，共两份。每份都用日文、中文和英文写成。三种文本具有同等效力。如在解释上出现分歧，以英文本为准。

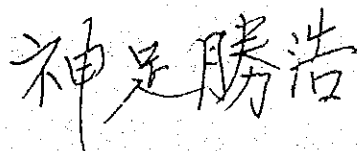
中华人民共和国林业部

代表团团长



日本国国际协力事业团

实施协议团团长



一九八四年十月十五日

附 件

一、两国政府的合作

(一)日本国政府和中华人民共和国政府为了提高在中国进行合理利用木材资源，对实施黑龙江省木材综合利用研究项目进行合作。

(二)该项目是根据附表1的基本计划实行。

二、派遣日本专家

(一)根据日本国现行的法律和规章，日本国政府通过JICA采取必要的措施，按照日本国政府技术合作计划的通常手续，由日本方面承担费用，提供附表2所列的日本专家的服务。

(二)上述(一)项中所指的日本专家及其家属在华期间可准予享受附表3所列的优惠待遇，免税及便利。日本专家在华工作期间，享有与在华执行同样任务的第三国专家或国际机构的专家同样优惠待遇，免税及便利。

三、提供仪器设备

(一)根据日本国现行的法律和规章,日本国政府通过JICA采取必要的措施,按照日本国的技术合作计划的通常手续,由日本方面负担费用提供附表4所列的实施该项目所需要的仪器、设备和材料(以下简称“器材”)

(二)器材在卸货港口或机场以CIF(到岸价格)交付中华人民共和国有关部门时,即属中国政府的财产。而且这些器材在与附表2所列举的日本专家协商下,用于该项目的实施。

四、接受进修人员

(一)根据日本国现行的法律和规章,日本国政府通过JICA采取必要的措施,按照日本国的技术合作的通常手续,由日本方面负担费用,接受与该项目有关的中国人员在日本进修。

(二)中国政府将通过有关部门采取必要的措施,保证中国人员在日本进修中获得的知识及经验,有效地用于该项目的实施。

五、中国对等人员及工作人员的服务

(一)根据中华人民共和国的现行法律和规章，中国政府通过有关部门采取必要的措施，由中国方面负担费用，保证附表5所列举的中国对等人员及工作人员的服务。

(二)中华人民共和国政府根据须具备与附表2所规定的，由日本政府派遣的各种专家，相对应地配备必要数量的人员，以便在该项目的实施中有效地、圆满地进行技术合作。

六、中华人民共和国政府通过有关部门应采取的措施

(一)中国政府根据本国现行的法律及规章，通过有关部门采取必要的措施，由中国方面负担费用，提供如下条件：

- 1.附表六中所列的土地、建筑物以及附属设施。
- 2.除上述第三项中通过JICA所提供的器材之外的，为实施该项目所需的仪器、设备、车辆、工具、配件以及其它物品的供应或更换。
- 3.为日本专家在华期间因公出差提供交通方便以及市

内交通费。

4.为日本专家及其家属提供备有适当家具的居住设施。

(二)中国政府将通过有关部门根据本国现行的法律及规章,采取必要的措施负担下列各种经费。

1.器材在中国国内的运输、安装、操作以及维修等所需经费。

2.实施本项目所需的全部经营费用。

(三)中国政府有关部门将负担上述3项中所列器材在国内征收的关税、国内税及其它财政税。

七、项目的管理

(一)黑龙江省森林工业总局局长对该项目的实施负有全部责任。

(二)该项目的实施负责人是黑龙江省林业科学院院长,他对本项目的管理及经营负责。

(三)日本专家组长就与该项目实施有关的技术及管理方面的问题向该项目负责人提出建议并予以协助。

(四)日本专家就有关项目实施的技术问题对中方对等

人员给予技术指导及建议。

(五)为了有效并成功地实施该项目,应根据附表7中所列的职能及人员构成成立联合委员会。

八、对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国由于执行任务或在执行任务中或与执行任务有关而发生对其提出索赔要求时,中华人民共和国政府对该索赔要求负责。但由于日本专家故意行为或由于重大过失而引起的追究责任,则不在此限。

九、相互协商

两国政府对由本附件所产生的或与本附件有关的主要事项进行相互协商。

十、合作期限

本项项目的合作期限自签定会谈纪要(R/D)之日起为期五年。

附表

一、基本计划

(一) 该项目的目的

该项目的目的是为了为了保护中国的森林资源，有效地利用森林资源，进行木材加工技术以及废材合理利用技术的开发、改进。

(二) 日方技术合作的目的

日方技术合作的目的是对黑龙江省木材工业研究所以及由该单位重新改建的木材综合利用研究所（以下称“研究所”）在下表所列领域进行技术开发和改进。

二、日本专家

(一) 长期专家

1. 组长
2. 制材
3. 刨花板
4. 业务协调

技术合作课题

范 围	内 容
制 材	提高制材产品质量。提高原木利用率和劳动生产率。
创 花 板	考虑作为家具材料，确定利用废材制造刨花板的制造标准及确定家具利用的方针。
木 材 材 性	确定各地区产的树种材质，掌握材料在使用上的适应性，扩大落叶松等树种的使用范围，确定改良材质的方针。
复 合 材	用集成法改善小径木的材质，以便有效利用
木 材 干 燥	为了有效地利用木材和提高木材等级率，改进干燥技术
胶 合、涂 装	①开发了天然胶合剂的制造技术，探明地区性所产木材的粘结性能 ②为家具表面装饰的改善，明确地区产材的涂装性能

(二) 短期专家

1. 木材材性
2. 复合材
3. 木材干燥
4. 胶合、涂装
5. 为该项目能顺利实施所必需的其它专家

三、优惠待遇，免税及提供便利

(一) 中华人民共和国政府对国外汇来的薪金或与之有关的所得税和其它所得征的税金予以免税。

(二) 中华人民共和国政府对日本专家及家属所带进的个人物品及与业务有关的器材应予以免征海关税。

(三) 中华人民共和国政府应提供医疗方便。

四、该项目实施所必需的物资器材

(一) 附表I—2的技术合作领域所必需的研究器材及其他另部件。

(二) 车辆、零备件。

(三) 视听觉器材

(四) 该项目所必需的其它器材

五、中国对等人员及工作人员

(一) 该项目的实施负责人

(二) 下列对等人员

1. 制材
2. 刨花板
3. 木材材性
4. 复合材
5. 木材干燥
6. 胶合、涂装
7. 其它双方认为必需的领域

(三) 工作人员

1. 管理
2. 财会
3. 翻译
4. 其它

六、土地建筑物及附属设施清单

(一)位于哈尔滨的研究所用地，建筑物及设施

(二)为日本政府所提供的物资器材的安装及保管用的房屋及场地。

(三)专家组长及其它日本专家的办公室以及其它必要的设施

(四)双方认为必要的其他设施

七、联合委员会

(一)职能

联合委员会每年至少召开一次，或必要时召开，其职能如下：

1.遵照会谈纪要中所暂定的实施计划制定该项目的年度计划

2 对技术协作计划的进度及年度计划的完成情况进行研究

3.对技术合作计划中产生的，或与该计划相关联的主要问题进行研究和交换意见

(二)组成

1.中方

甲、主任

黑龙江省森林工业总局付局长

乙、委员

(一).国家科委的代表

(二).林业部的代表

(三).黑龙江省林业科学院院长

(四).黑龙江省木材综合利用研究所所长(黑龙江省木材工业研究所所长)

(五).与本项目有关的其它人员

2 日方

甲、专家组

乙、其它专家及根据需要由JICA(国际协力事业团)为该项目所派遣的有关人员。

丙、JICA驻北京事务所(办事处)所长

注、日本驻北京大使馆馆员可作为该联合委员会的观察员出席。

关于为中国黑龙江省 木材综合利用研究项目 进行技术合作的暂定实施计划

中华人民共和国林业部代表团与日本国实施协议团共同制定了该项目的暂定实施计划。

此暂定计划是由中华人民共和国林业部代表团与日本国实施协议团在确保该项目所需予算的前提下，根据双方同意的会谈纪要中的附件I—2为基础而筹划制定的。本计划在项目的执行过程中，如有必要可在会谈纪要的范围之内变更。

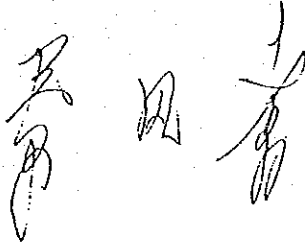
本暂定实施计划在北京签订，文本分别用中文、日文及英文写成，一式两份，三种文本具有同等效力，在解释上如有分歧，以英文本为准。

中华人民共和国林业部

日本国国际协力事业团

代表团团长

实施协议团团长



神足勝浩

一九八四年十月十五日

暂定实施计划案

1. 研究项目年度计划

项 目	会 计 年 度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I 制材							
1. 剥皮			—				
2. 制材工艺		—					
3. 下锯法					—		
4. 刨锯技术			—				
5. 制材产品		—					
6. 制材产品的二次加工					—		
II 刨花板							
1. 刨花板的制造							
2. 家具用刨花板的性能					—		
3. 刨花板的二次加工					—		
4. 刨花板的使用技术					—		
5. 制造刨花板的机械			—				

暂定实施计划案

研究项目年度计划

项 目	会 计 年 度					
	1984	1985	1986	1987	1988	1989
Ⅲ 木材材性						
1. 木材的鉴别						
2. 木材的质量						
3. 人造板的材质						
Ⅳ 复合材料						
(A) 集成材						
1. 集成材的制造						
2. 集成材的性能						
3. 集成材用途的开发						
(B) 单板、层积材						
1. 单板层积材的制造						
2. 单板层积材的性能						
3. 单板层积材用途的开发						

暂定实施计划案

研究项目年度计划

项 目	会计年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
V 木材干燥							
1. 干燥的特性			—	—	—		
2. 干燥基准			—	—	—	—	
3. 干燥作业			—	—	—	—	
4. 干燥设备			—	—	—	—	
VI (A) 胶合							
1. 胶合剂的制造			—	—	—	—	
2. 胶合性能			—	—	—	—	
3. 游离甲醛			—	—	—	—	
(B) 涂 装							
1. 素板加工			—	—	—		
2. 涂装性能			—	—	—	—	
3. 落叶松表面涂装			—	—	—		

暂定实施计划案

2. 技术合作计划

项目	会计年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I 日本方面							
1. 长期专家							
(1) 组长							
(2) 制材							
(3) 刨花板							
(4) 业务协调							
2. 短期专家		必要时派遣					
3. 设备器材							
设备及其它器材							
的供应							
4. 接受对等人员							
		(每年接受 3 - 4 名进修人员)					
5. 调查团的派遣		根据需要派遣					

暂定实施计划案

2. 技术合作计划

项目 \ 会计年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989
II 中国方面						
1. 中国对等人员						
(1) 项目实施负责人						
(2) 专家对等人员						
	中国方面根据日本的长期、短期专家， 安排必要的、适当的对等人员					
(3) 办公人员						
2. 非基本费用						
3. 土建及配套设备						
4. 考察团的派遣	-					

关于为中国黑龙江省木材综合利用 研究项目进行技术合作的 会谈纪要的备忘录

中华人民共和国林业部代表团与日本国实施协议团一致同意签署了为中国黑龙江省木材综合利用研究项目进行技术合作的会谈纪要（以下简称“R/D”）

为明确R/D中所规定的几个特定事项，现将双方同意的内容记录如下：

一、双方同意R/D附表三(二)中所述有关“自用物品”包括日本专家及其家属为个人使用而从国外带进的某些家具什物。

二、双方同意R/D附表三(二)中所述有关“与业务有关的器材”包括日本专家及其家属所使用的每家一辆汽车。

三、关于R/D六条(一)3中所述有关交通费用，日本国方面表示，城市间交通费用由日本方面负担。

四、关于R/D六条中(一)4所述有关居住设施问题，中国方面表示同意为日本专家提供适当的宿舍。其中短期专家住房费用每天超过六十元的超额部分由中方负担，长期专家住房费用每天超过五十元的超额部分由中方负担。双方还表示，关于专家的住宿费用问题，如中日两国政府另有新的协议时，即按新的协议执行。

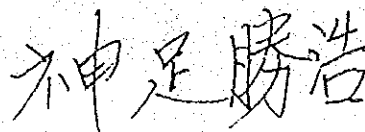
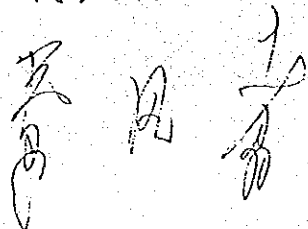
五、中方表示于1985年12月之前完成建于哈尔滨的木材综合利用研究所实验楼，于1987年3月之前完成科研办公楼。

中华人民共和国林业部

日本国国际协力事业团

代表团团长

实施协议团团长



一九八四年十月十五日

THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE REPRESENTATIVE TEAM, THE MINISTRY OF FORESTRY
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE INTEGRATED WOOD UTILIZATION RESEARCH PROJECT
IN HELONGJIANG PROVINCE OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Katsuhiro Kotari visited the People's Republic of China from October 10 to 17, 1984 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Integrated Wood Utilization Research Project in Heilongjiang Province, China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Representative team, the Ministry of Forestry of the People's Republic of China, in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Beijing on October 15, 1984
in the Japanese, Chinese and English languages, each
text being equally authentic. In case of any divergence
of interpretation, the English text shall prevail.

神足勝浩

Mr. Katsuhiro Kotari
Leader,
Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, JAPAN

秦凤柱

Mr. Qin Fengzhu
Leader,
Representative Team
The Ministry of Forestry
People's Republic of
CHINA

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Integrated Wood Utilization Research Project in Heilongjiang Province, China. (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of the effective utilization of timber resources.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide, at the Japanese side expense, services of the Japanese experts as listed in II of Annex through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the People's Republic of China, the privileges, exemptions and benefit as listed in III of the Annex. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of other international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide, at the expense of the Japanese side, such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in IV of the Annex through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive, at the Japanese side expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures, through the authorities concerned, to secure, at the Chinese side expense, the necessary services of the Chinese counterpart and administrative personnel as listed in IV of the Annex.

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of the Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH THE AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at the Chinese side expense :

(1) Land, buildings and facilities as listed in VI of the Annex;

(2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;

(3) Transportation facilities or fares within urban areas for the official travels of Japanese experts within the People's Republic of China;

(4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation of the equipment within the People's Republic of China as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charge of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director-General of the Directorate-General of Forest Industries of the Heilongjiang Province will bear overall responsibility for the implementation of the Project.

2. The Director of Forestry Research Institute of the Heilongjiang Province, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.

3. The Japanese Team leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.

4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.

5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VII of Annex.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the date of the signing of this Record of Discussions.

ANNEX

I. MASTER PLAN

1. Objective of the Project

The objective of the project is to develop and improve wood processing techniques including those for the effective utilization of wood residues in order to conserve forest resources and also to effectively utilize timber resources in the People's Republic of China.

2. Objectives of the Japanese Technical Cooperation

The objective of the Japanese technical cooperation is to develop research techniques in the fields listed below at the Integrated Wood Utilization Research Institute to be evolved and established from the current Wood Industries Research Institute of the Heilongjiang Province (hereinafter referred to as "the Institute").

The scope of Japanese technical cooperation is shown in the following table (technical cooperation field).

Technical Cooperation Field

CONTENTS	
FIELD	
Sawmilling	Improvement of the quality of sawnwood, Lumber yield from logs and labor productivity of sawmills.
Particleboard	Establishment of the production standards of particleboard using wood residues, thereby offering guidelines for the development of particleboard industries for furniture manufacturing.
Wood property	Investigation into quality of local timber species, clarification of their adaptabilities for utilization and extension of the range of utilization of the local species including larch, also offering guidelines to improve the quality of products.
Composite wood	Improvement of the quality of small logs by composing method, aiming at their effective utilization.
Timber seasoning	Improvement of drying techniques for the effective utilization of timber and improvement of yield.
Adhesive/coating	Development of production techniques of adhesives using natural resources and examination of gluability of lumber; Improvement of surface finishing of furniture and examination of paintability of local species.

II. JAPANESE EXPERTS

1. Long-term experts

- (1) Team Leader
- (2) Sawmilling
- (3) Particleboard
- (4) Liaison Officer

2. Short-term experts

- (1) Wood property
- (2) Composite wood
- (3) Timber seasoning
- (4) Adhesive/coating
- (5) Others for the smooth implementation of the project

III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant Exemptions from income tax and charges and kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipment relating to their activities.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

IV. THE EQUIPMENT NECESSARY FOR THE IMPLEMENTATION OF THE PROJECT

1. Research, equipment and spare parts necessary for the technical cooperation in I-2 of the Annex.
2. Vehicles and their spare parts
3. Audio-visual aids.
4. Other equipment and supplies related to the Project.

V. LIST OF COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Project
2. Counterpart personnel in the fields of:
 - (1) Sawmilling
 - (2) Particleboard
 - (3) Wood property
 - (4) Composite wood
 - (5) Timber seasoning
 - (6) Adhesive/coating
 - (7) Others mutually agreed upon as required
3. Administrative personnel
 - (1) Administration
 - (2) Accounting
 - (3) Interpreter
 - (4) Others

VI. LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities of the Institute in Harbin
2. Room and space necessary for the installation and storage of machinery, equipment and materials provided by the Government of Japan.
3. Office space and necessary facilities for the Japanese Team leader and the other experts.
4. Other facilities mutually agreed upon as required.

VII. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate an Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Chinese side:

(a) Chairman:

Deputy Director-General of the Directorate-General
of Forest Industries of the Heilongjiang Province

(b) Members

(i) Representative of National Science and Technology Committee

(ii) Representative of the Ministry of Forestry

(iii) Director of Forestry Research Institute
of the Heilongjiang Province

(iv) Head of the Integrated Wood Utilization
Research Institute of the Heilongjiang Province

(Head of Wood Industries Research Institute of
the Heilongjiang Province)

(v) Other personnel concerned with the Project.

(2) Japanese side:

(a) Team Leader

(b) Other experts

(c) Resident Representative of Beijing Office, JICA

(d) Members of a team to be dispatched by JICA, as
required.

Note: Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint
Committee as observers.

TENTATIVE IMPLEMENTATION PLAN
OF THE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE INTEGRATED WOOD UTILIZATION RESEARCH PROJECT
IN HEILONGJIANG, CHINA

The Japanese Implementation Survey Team and the Representative Team, Ministry of Forestry of the People's Republic of China, have jointly formulated the Tentative Implementation Plan of the Project as attached hereto.

These have been formulated in connection with I-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Representative Team, Ministry of Forestry of the People's Republic of China for the Project, on the condition that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project, and are subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of the implementation of the Project.

Done in duplicate in Beijing in the Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

神足勝浩

Mr. Katsuhiko Kotari
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team
Japan International
Cooperation Agency
JAPAN

秦凤柱

Mr. Qin Fengzhu
Leader,
Representative Team
Ministry of Forestry
People's Republic of
CHINA

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

1. Annual Research Program

Item	Fiscal Year					
	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I. Sawmilling						
1. Debarking		—				
2. Sawmilling process	—					
3. Sawmilling Pattern						
4. Saw doctoring techniques		—				
5. Sawmilling Products	—					
6. Secondary processing of products				—		
II. Particleboard						
1. Manufacturing of Particleboard						
2. Board properties for furniture				—		
3. Secondary processing of particleboard				—		
4. Utilization techniques					—	
5. Manufacturing machine		—				
III. Wood property						
1. Identification of wood						
2. Quality of wood						
3. Properties of composite materials						
IV. Composite Wood						
(A) Laminated Wood						
1. Manufacture of laminated wood				—		
2. Properties of laminated wood					—	
3. Utilization of laminated wood						—

Fiscal Year Item	1984	1985	1986	1987	1988	1989
(B) Laminated Veneer Lumber (LVL)						
1. Manufacture of LVL			_____	_____		
2. Properties of LVL				_____	_____	
3. Utilization of LVL				_____	_____	
V. Timber seasoning						
1. Characteristics of Timber seasoning		_____	_____	_____		
2. Timber seasoning schedule			_____	_____	_____	
3. Timber seasoning procedure			_____	_____	_____	
4. Dry-kiln		_____	_____	_____	_____	
VI.						
(A) Adhesives						
1. Manufacture of adhesives		_____	_____	_____	_____	
2. Gluability			_____	_____		
3. Formaldehyde emission		_____	_____	_____		
(B) Coating						
1. Finishing of wooden basis			_____	_____		
2. Paintability				_____	_____	
3. Prevention of discoloration in larch			_____	_____		

2. Technical Cooperation Program

Item	Fiscal Year					
	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I. Japanese side						
1. Long-term experts						
1) Team Leader						
2) Sawmilling						
3) Particleboard						
4) Liaison officer						
2. Short-term experts	(Short-term experts may be dispatched when necessity arises.)					
3. Materials and instruments required for the implementation of the project						
4. Counterpart training in Japan	(Three to four personnel every year)					
5. Dispatch of Missions	(Missions be dispatched when necessity arises.)					
II. Chinese side						
1. Chinese counterparts						
1) Project Head						
2) Counterpart experts	(The Chinese side will assign necessary number of suitably qualified counterparts corresponding to each long/short term Japanese experts)					
3) Administrative personnel	(Necessary number personnel)					
2. Local cost	(Sufficient)					
3. Land, Building and Facilities	(Sufficient)					
4. Dispatch of Missions						

THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE INTEGRATED WOOD UTILIZATION RESEARCH PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team and the Representative Team, Ministry of Forestry of the People's Republic of China signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Integrated Wood Utilization Research Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" as referred to in the Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad ^{for} ~~the~~ personal use by the Japanese experts and their families.

2. Both sides agreed that the term "the machinery and equipment related to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which would be used by the Japanese experts and their families.

3. As for the transportation fares as referred to in VI. 1.(3) of the Japanese side expressed that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.

4. As for the housing accommodations as referred to in Annex VI. 1. (4) of the R/D, the Chinese side expressed that it would provide suitable residence for the experts. The Chinese side also expressed that it would pay for long-term experts the amount of the difference between the actual charge and 50 yuan per day, and it would pay for short-term experts the amount of the difference between the actual charge and 60 yuan per day. Both sides expressed that in case they agree upon a new arrangement concerning residence charge of Japanese experts in the People's Republic of China, the new arrangement is in force.

5. The Chinese side expressed that the building for experiments of the Integrated Wood Utilization Research Institute in Harbin would be constructed by December, 1985, and the building for research and administration by March, 1987.

神足勝浩

Mr. Katsuhiro Kotari
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team
Japan International
Cooperation Agency
JAPAN

秦凤柱

Mr. Qin Fengzhu
Leader,
Representative Team
Ministry of Forestry
People's Republic of
CHINA

